

車両系建設機械（解体用）運転技能講習に係る 業務停止命令の行政処分について

令和 7 年 9 月 3 日
建設業労働災害防止協会

このたび、建設業労働災害防止協会沖縄県支部が実施する標記講習において、実技講習科目の作業装置の操作のうち、解体用つかみ機の操作を行わせていなかった事実が確認され、沖縄労働局より業務停止の行政処分を受けました。

同処分を重く受けとめるとともに、受講者をはじめ会員各位及び関係者の皆様に多大な御迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 本件の経緯

令和 7 年 6 月 20 日に当協会沖縄県支部が実施した「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」において、法令に基づく所定の実技講習科目の作業装置の操作のうち、解体用つかみ機の操作を行わせないで修了試験を行い、技能講習修了証を交付したと。

2 沖縄労働局からの行政処分の内容（令和 7 年 9 月 1 日付）

「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」の業務について、業務停止処分 2 か月（令和 7 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日まで）

3 今後の沖縄県支部の対応

受講者の方には、速やかに当該技能講習修了証の取扱いを通知いたします。

このような事案が発生しましたことは、登録教習機関として厳粛かつ重大に受け止めるとともに、今後このような事態が再び発生することのないよう、コンプライアンス体制の強化を図るとともに、法令遵守を一層徹底し、信頼回復に努めてまいります。

【問合せ先】

〒108-0014 東京都港区芝五丁目 35 番 2 号

建設業労働災害防止協会教育推進部（TEL:03-3456-0618）